

人材紹介契約書

_____（以下「甲」という。）と株式会社ロボカル（以下「乙」という。）は、甲からの依頼に基づき、乙が行う有料職業紹介等に関して、次のとおり、人材紹介契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本契約の目的）

本契約は、乙が有料職業紹介として、甲の求める求職者を紹介すること等について定めることを目的とする。

第2条（本業務）

甲は、乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 求人企業である甲の求めに応じ、求職者を甲に紹介する有料職業紹介業務
- (2) 甲と求職者との間の事務連絡、並びに、甲と求職者との間の面接調整のサポート及び成約のサポート業務
- (3) 人材採用に関する事項のコンサルティング及び情報の提供
- (4) その他前各号に付随する業務甲が必要であると指示した業務

第3条（再委託）

乙は、本業務の一部を、甲の書面による事前の同意を得ることを条件として、第三者に委託することができる。

第4条（協力義務等）

- 1 甲及び乙は、本業務の遂行に必要な情報を相互に開示するものとする。ただし、法令又は第三者との契約により制限されている場合を除く。
- 2 甲及び乙は、前項の規定により相手方から開示された情報は、本業務の目的のみに使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

第5条（報酬）

- 1 本業務により乙が紹介した求職者を甲が採用したことを条件に、甲は、乙に対し、成果報酬として、理論年収の35%に相当する金額（税別）を支払うものとする。ただし、当該求職者が甲に入社しなかった場合、甲は乙に対し報酬を支払うことを要しない。
- 2 前項の理論年収は、下記の計算式で算出されるものとする。
・ 理論年収 = 月額固定給（※）× 12ヶ月 + 賞与算定基準額 × 前年度実績賞与支給月数

※ 月額固定給 = 基本給 + 家族手当 + 住宅手当 + 役職手当 + その他諸手当

※ 通勤交通費や時間外・休日・深夜労働手当などの割増賃金は含みません。ただし、割増賃金を一律で支給する場合はその金額を含めます。

第6条（支払期限及び支払方法）

甲は、乙の書面による請求に応じて、求職者が入社した月の翌月末日までに、前条の報酬を、乙が指定した振込先口座へ振込む方法により支払うものとする。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。

第7条（報酬の返還）

- 1 本契約に基づき甲へ入社した求職者が次の各号に例示される自らの責に帰すべき事由により、入社日から起算して6ヶ月以内に、甲を退職又は休職若しくは就業規則等の甲所定の規則に違反し処分を受けた場合（以下「退職事由」という。）、乙は、第5条にしたがって受領した報酬に次項に定められる料率（以下「返金料率」という。）を乗じて計算された金額（以下「返還金」という。）を甲に対し返還する。
 - (1) 自己の都合により休職又は退職した場合
 - (2) 私傷病により休職又は退職した場合
 - (3) 求職者の氏名、年齢、住所、学歴、職歴、賞罰又は資格等において虚偽の申告があったことが発覚した場合
 - (4) 求職者が第16条に定める反社会的勢力であった場合
- 2 前項に定める返金料率は、求職者における入社日を起算日とし、退職事由が発生した期間に応じて、次の各号のとおりとする。
 - (1) 入社日より1ヶ月以内：80%
 - (2) 1ヶ月を超えて3ヶ月以内：50%
 - (3) 3ヶ月を超えて6ヶ月以内：10%
- 3 甲は、退職事由が発生した場合、乙に対し、遅滞なく、書面により通知する。
- 4 返還金の支払期日は、退職事由の発生した月の翌月末日までとする。ただし、第5条記載の報酬の支払期日より前に当該返還金が発生した場合は、甲は、報酬返還約金を相殺することができるものとする。ただし、返還金にかかる振込手数料は、乙の負担とする。

第8条（人材紹介の依頼及び受領）

2条1号の業務は、本契約の有効期間において、甲が乙に対して、職業安定法第5条の3第2項に規定する労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件、その他希望する求人の条件（以下、併せて、「求人条件」という。）ごとに、求人条件を明示する文書（以下「求人文書」という。）を甲及び乙が事前に定めた方法により交付して、人材の紹介を依頼するものとし、乙は、交付された求人文書を受領して、乙が甲に対して確認した旨の連絡をもって、求人依頼の受理を

したものとする。

第9条（非保証及び免責）

- 1 乙は、求職者が乙に提出した情報に基づいて本業務を行うものとし、当該求職者の資質、能力、経歴、病歴並びに応募書類等の情報の正確性及び網羅性等（以下、併せて、「求職者情報等」という。）に関する調査を行わず、その保証を行わないものとする。
- 2 甲は、求職者の求職者情報等に関する調査が必要なときは、甲自ら行うものとし、当該求職者の求職者情報等が甲の求める要件を満たさなかった場合であっても、乙は一切の責任を負わないものとする。

第10条（本業務における甲の義務）

- 1 甲は、乙による求職者の紹介を受けた後、同一の求職者に関して他の手段により紹介があった場合には、乙の紹介を優先して取扱うものとして、他の手段を通じて雇用してはならないものとする。
- 2 前項に違反した場合、甲は、乙に対し、第5条に規定する報酬の相当額を支払うものとする。
- 3 甲は、乙が求職者を紹介する前に、既に第三者から同一の求職を紹介されていたとしても、乙が甲に当該求職を紹介した時点で当該第三者からの紹介から1年以上経過していた場合には、当該人材は乙から紹介されたものとみなされることを承諾する。
- 4 甲は、本契約の期間中及び終了後も、次の各号の行為をしてはならないものとする。
 - (1) 甲は、求職者の採用が正式に決定するまでの間、求職者と直接選考内容について、乙を介さずに協議等を行うこと
 - (2) 直接又は間接を問わずに、乙から紹介を受けた求職者に対し、他社へ就職の斡旋を行うこと
 - (3) 雇用形態を問わず、乙が甲に求職者を紹介した日から1年以内に乙から紹介を受けた求職者を乙の承諾なく採用すること
 - (4) 乙が甲に求職者を紹介した日から1年以内に、乙から紹介を受けた求職者と乙の承諾なく業務委託契約（請負契約、準委任契約等その名称及び契約期間を問わない。）を締結すること
- 5 甲が前項に違反した場合、甲は、乙に対し、第5条に規定する報酬の2倍相当額を支払うものとする。

第11条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、相手方によって開示された又は本契約の履行乃至本件業務の遂行過程で取得された相手方の固有の技術上、営業上その他の業務上の情報を秘密として扱うものとし、当該相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し又は第三者に開示してはならない。
- 2 前項の秘密保持義務は、以下の情報については適用されないものとする。
 - (1) 相手方による開示又は提供以前に、公知となっている情報
 - (2) 相手方による開示又は提供の時点において、既に自己が所有していた情報
 - (3) 相手方による開示又は提供の後に、自己の契約違反、不作為、懈怠又は過失等によらずに公知となった情報
 - (4) 相手方から開示又は提供されたいかなる情報にもよらずに独自に開発した情報
 - (5) なんらの秘密保持義務を負担することなく第三者から合法的に取得又は開示された情報
- 3 本契約が終了した場合には、甲及び乙は、第1項及び第2項によって秘密とされた情報を遅滞なく相手方に返還するものとし、もし、物理的な返還が不可能な状態で保管されている情報がある場合には、相手方の指示に従って、それらの情報を破棄しなければならない。
- 4 甲及び乙は、本契約の終了後、第1項及び第2項によって秘密とされた情報を使用することはできない。
- 5 本条による秘密保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

第12条（事故処理）

本契約に基づく業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合、速やかに相手方に連絡するとともに、甲及び乙が協力してその解決処理にあたるものとする。

第13条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、令和7年1月15日から1年間とする。
- 2 本契約は、期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかから、異議を申立てなければ、本契約と同一の条件で1年間の自動更新とし、以後も同様とする。

第14条（期間内解約）

甲及び乙は、相手方に対し、1ヶ月前の予告期間を設けた上、本契約の解除をすることができるものとする。ただし、本契約の解除前に、既に発生した報酬には影響を及ぼさないものとする。

第15条（解除）

- 1 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反したときは、相当の期間を定めて催告した上、かかる期間内にかかる違反が是正されなかった場合、本契約を

解除することができる。

- 2 甲又は乙は、相手方について次の各号に該当する事由が一つでも生じた場合には、何らの通知または催告なく、本契約を解除することができる。
 - (1) 監督官庁より営業停止、営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
 - (2) その財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき、若しくは清算手続に入ったとき
 - (3) 手形または小切手の不渡り処分を受けたとき又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (4) 支払停止又は支払不能の事由を生じたとき
 - (5) 解散の決議（法令による解散を含む。）をしたとき
 - (6) 重大な背信行為があった場合
 - (7) 信用状態の悪化等あるいはその他契約の解除につき相当の事由が認められるとき
 - (8) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 3 前2項によって本契約を解除した当事者は、その相手方に対して、解除によって生じた損害について賠償請求をすることができる。

第16条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、相手方に対して、本契約締結時及び将来にわたって、甲及び乙の代表者、役員、従業員及び連帯保証人、又は甲及び乙の代理人若しくは媒介をする者（以下、本条において「相手方等」という。）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、併せて「暴力団員等」という。）でないこと、並びに相手方等が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、相手方が前項の表明保証に反して、相手方等が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの通知・催告を要するこ

となく、本契約を直ちに解除することができるものとする。

- 3 甲及び乙は、前項に基づく解除により相手方が何らかの損害を被った場合でも、一切の責任を負わないものとする。

第17条（契約の変更等）

本契約の全部又はその一部の変更は、甲及び乙の正当な権限を有する代表者の記名及び押印を付した書面によらなければ、その効力を生じないものとする。

第18条（協議条項）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙は、その都度協議の上、誠意をもって解決にあたるものとする。

第19条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙は以下に署名押印し、各自1通を保有する。

令和7年1月15日

甲 所在地：

氏名：

乙 所在地：東京都千代田区紀尾井町3－8第2紀尾井町ビル3階

氏名：株式会社ロボカル 代表者代表取締役 芦 川 泰 彰